

南 城 市 告 示 第 97 号
令 和 3 年 5 月 24 日

制限付一般競争入札(事前審査型)の実施について

次のとおり建設工事に係る制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

南城市長 瑞慶覧 長敏



1 入札に付する事項

| | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 工事等名 | 玉城地区冠水対策工事 |
| (2) 工事等番号 | 施設(単) 工事R3-5号 |
| (3) 業 種 | 土木工事業 |
| (4) 工事等場所 | 南城市玉城字親慶原・垣花地内 |
| (5) 工 期 | 90日間 |
| (6) 落札方式 | 価格競争落札方式 |
| (7) 概 要 | |
| ① 目的 | 冠水対策 |
| ② 規模等 | 排水路延長L=86.4m |
| ③ 構造形式 | — |
| ④ 工種 | 土工1式、舗装工12.3㎡、排水工1式、雑工1式 |
| ⑤ 主要資材 | — |
| (8) 現場説明 | 行わない(配布資料のとおり) |
| (9) 設計価格 | 3,400,000円(税抜) |
| (10) 最低制限価格 | 設定なし。 |
| (11) 適用する労務単価 | 令和3年4月 労務単価 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

| | |
|-----|--|
| (1) | 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 |
| (2) | 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成18年告示第59号)第2条に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。 |
| (3) | 開札日において土木一式の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。 |
| (4) | 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格者として認定され、資格者名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) |
| (5) | 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。(4)に該当するものを除く。) |

| | |
|------|--|
| (6) | 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として、公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。 |
| (7) | 南城市建設工事競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程(平成18年南城市告示第58号)第6条に規定する格付名簿に土木一式工事業者として登録されている者であること。 |
| (8) | 令和3・4年度の土木一式の格付がD等級(ランク)の者であること。 ※業者格付については、南城市ホームページの「令和3・4年度 南城市入札参加資格登録業者名簿について」でご確認ください。 https://www.city.nanjo.okinawa.jp/topics/1606480450/ |
| (9) | ①現場代理人は、工事現場に常駐で配置できること。 ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・ 1級土木施工管理技士 ・ 2級土木施工管理技士 ・ 1級建設機械施工技士 ・ 2級建設機械施工技士 ア 主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築工事の場合は7,000万円)以上となる場合は、選任で配置できること。 イ 下請契約金額の合計額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、主任技術者に代えて建設業法による資格を有する監理技術者を専任で配置できること。 ③現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。 ④現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。 |
| (10) | 開札日において土木一式工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。 ※下請契約金額の合計が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業の許可を受けていること。 |
| (11) | 南城市に本店又は支店がある者であること。 |

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

| | |
|-----|---|
| (1) | 開札日前30日以内に、南城市発注の工事を落札した場合は、本案件を落札することはできない。 |
| (2) | 南城市発注の同業種手持ち工事がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、本案件を落札することができない。ただし、債務負担行為による複数年度にまたがる工事(土木工事及び建築工事を除く。)の初年度以外の工事については、この限りでない。 |
| 注) | 上記のいずれの場合も、次に掲げるものについては手持ち工事(落札案件)には含まない。 ア 随意契約の方法により契約を締結したもの イ 予定価格が250万円未満の工事 |

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

| | |
|------|--|
| 通知方法 | 当案件の入札参加を希望する者は、下記の資格審査書類を提出すること。 様式は南城市公式ホームページへ公告とあわせ掲載する。 |
| 提出期間 | 令和3年5月25日 火曜日 ～ 令和3年6月8日 火曜日 17時必着 南城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年南城市条例第31号)に定める休日及び週休日を除く。 |
| 提出方法 | 土木建築 部 施設管理 課へ持参 |
| 提出書類 | (1)制限付一般競争入札参加申請書(様式第4号) (2)最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し (3)建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し (4)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※写し可 注)作成後3か月以内のものに限る (5)配置予定技術者の資格証及び健康保険被保険者証の写し |

| | |
|--|----------------------|
| | (6) 手持ち工事の状況(契約書の写し) |
| | (7) 誓約書兼同意書(様式第5号) |

5 入札参加資格審査の結果通知

上記、資格確認書類により審査を行い有資格者の決定を行う。なお、申請者には審査結果を制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知を行う。

●審査結果通知:令和3年6月15日 火曜日 までに通知を行う。

6 設計図書等の閲覧、質問、回答

| | |
|-----------|--|
| 設計図書等閲覧方法 | 設計図書等は、南城市公式ホームページ上で公表する。 |
| 閲覧期間 | 令和3年5月24日 月曜日 12時 ~ 令和3年6月22日 火曜日 16時 |
| 質問期間及び方法 | 質問期間:令和3年6月15日 火曜日 ~ 令和3年6月18日 金曜日 16時 「質問書」をFAXで提出すること。 ※質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。 ●提出先: <u>土木建築部</u> <u>施設管理課</u> 担当者 伊佐 由来 FAX番号:098-917-5413 |
| 回答及び方法 | 令和3年6月22日 火曜日 17時までにFAXにて回答する。 |

7 入札及び開札の方法

| | |
|----------|--|
| 入札・開札日時 | 令和3年6月25日 金曜日 11時~ |
| 場 所 | 南城市役所 2階 西側共用会議室 215 |
| 入札時の添付書類 | 工事費内訳書(市指定様式)に内訳金額等を記載の上、入札書と一緒に提出して下さい。なお、この工事費内訳書と入札書の記載金額は同額とすること。 |
| 委任状 | 入札参加者は代理人をして入札させるときは、その委任状を持参し入札執行前までに係員へ提出すること。 |
| 再度入札 | 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札は1回とし、無効の入札を行った者及び最低制限価格に達しない入札を行った者以外を対象とする。 |
| その他注意事項 | (1)南城市建设工事請負契約約款及び仕様書による。 (2)入札を希望しない場合は、参加しないことができる。 (3)入札心得、契約約款及び南城市契約規則を熟読のこと。 (4)初度入札に参加しなかったものは、再度入札に参加することはできない。 |

8 入札書等の不受理又は無効に関する事項

南城市競争入札心得規定 第7条参照。

9 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

| | |
|-------|---|
| 入札保証金 | ●入札金額の5/100 免除 (但し、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償として入札金額の百分の五を市に納付しなければならない。) |
|-------|---|

| | |
|-------|--|
| 契約保証金 | <ul style="list-style-type: none"> ●契約金額の(1/10以上)・免除 落札者は、次に掲げる(1)から(5)のいずれかの契約の保証を付さなければならぬ。 (1)請負代金の10分の1以上の契約保証金の納付 (2)請負代金の10分の1以上の契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3)請負代金の10分の1以上の銀行等または保証事業会社の保証 (4)請負代金の10分の1以上の公共工事履行保証による保証 (5)請負代金の10分の1以上の履行保証保険契約の締結 |
| 前払金 | 適用【請負代金額の10分の4以内】 |
| 部分払 | 適用【1回以内(南城市契約規則第71条による)】 |

11 誓約書兼同意書の提出に関する事項

南城市暴力団排除条例の施行に伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

12 その他

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、入札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ延期となる。延期後の日時は、後日通知する。

13 問合せ先

南城市役所 土木建築 部 施設管理 課 担当者:技師 伊佐 由来
TEL : 098-917-5351 FAX : 098-917-5413